

## 主催・共催・協賛・後援等に関する取扱い規程

佐賀県病院薬剤師会

### (目的)

第1条 この規程は、佐賀県病院薬剤師会（以下「病薬」という）が関与する催しにおける病薬関与の適否についての基準及び関与手続きを定めることを目的とする。

2. 病薬組織下の委員会、部会等が関与する催しについても、この規程を準用する。

### (定義)

第2条 用語の定義は次の通りとする。

(1) 「主催」とは、催しの開催の主体となり、自己の責任においてその催しを開催することをいう。

(2) 「共催」とは、病薬を含む複数の団体が催しの開催の主体となり、企画当初から、共催団体として内容、運営、経費負担等について協議を行って、その催しを開催することをいう。

主体が病薬を含む複数であること以外には主催と異なるものではなく、協賛又は後援と比べて、その催しへの病薬の関与度合いが強い場合をいう。

(3) 「協賛」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、病薬がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。後援と同義であるが協賛金等の費用負担を伴う場合があり、後援に比べて、その関与度合いの程度が大きい場合に使用する。

(4) 「後援」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、病薬がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る場合に使用する。

a) 病院等が主体的に実施するもので、佐病薬は実施に必要な資金、人員の負担はしない。

b) 講演会等の案内チラシ等に共催または後援として「佐賀県病院薬剤師会」の名称を使用することができる。

c) 研修会等の佐病薬の会員への案内は、病院からの事前の依頼により、佐病薬のメンバーリスト当を利用して、佐病薬の事務局から行うことができる。また、佐賀県薬剤師会の会員への案内も病院等からの事前の依頼により、佐病薬の事務局を通じて行うことができる。

d) 病院等が名義共催または後援を希望する場合は、6週間前までに研修会等の詳細について佐病薬の会長に申請し、承諾を受けなければならない。

### (適否の基準)

第3条 病薬が主催する催しは、定款第3条（目的）及び第4条（事業）に則っているこ

とを基準とし、他の団体に「共催」、「協賛」及び「後援」を依頼する場合は、この規程第2条（定義）に照らして適正に行うものとする。

2. 他の団体等が開催の主体となる催しについて、「共催」、「協賛」又は「後援」の申入れがあった場合には、次の（1）又は（2）に掲げる事項を基準として、個別に承諾可否の判断を行う。

（1）承諾することができる場合

a) 「共催」、「協賛」及び「後援」依頼の内容が、この規程の第2条（定義）に適合していることを確認すること。「共催」を承諾する場合は役務の負担、経済的負担及び有事の場合の責任等を負わないことを条件に回答すること

b) 公益性があると認められるとき

c) 対象となる団体は、原則として公的学術団体及び官公庁等、またはこれらに準ずるとき

d) 協会会員にとって有益であると認められるとき

e) 協会の事業の目的及び内容に照らし、特に必要と認められるとき

2

（2）承諾することができない場合

a) 「共催」依頼の内容が、この規程の第2条（定義）に照らし、適当でないと認められるとき

b) 営利を目的とし、特定企業の宣伝等少数者の利益のみを目的とすると認められるとき

c) 病薬の業務の目的及び内容に照らし、適当でないと認められるとき

d) その運営方法が公正でないと認められるとき

e) その対象が極めて限定されたものであると認められるとき

3. 協会組織下の委員会、分科会等が関与する催しについては、当該委員会及び分科会が前項の基準に基づき適否判断を行う。

（手続き）

第4条 病薬が第3条第2項で承諾可否の判断を行った後の手続きは、次の通りとする。

（1） 諾否の回答は原則として専務理事が理事会にて説明し、承認を得てから行う。

（2） 依頼をうけた時点から回答期限までの間に理事会が開かれない場合は、専務理事の判断により、会長の了解を得て回答を行うことができる。但しこの場合、次の理事会において専務理事から報告し、事後承認を求めるものとする。

（3） 回答は、会長名で書面にて行うものとする。

なお、回答書に連絡者氏名の記載を求められる場合については、専務理事名とする。

2. 協会組織下の委員会、分科会等が関与する催しについては、当該委員会及び分科会が回答し、開催案内と共に病薬へ届出るものとする。

（補償対象）注

第5条 病薬が主催及び共催する行事について、特に有事を懸念する必要があると会長が

判断した場合は、損害保険等に加入する等の対策を講じておくものとする。

2. 協会組織下の委員会、分科会等が関与する催しのうち、主催と共催については、協会が委員会又は分科会等と協議の上、1項の対策を講じるものとする。

注) 通常のスィンポジウム、フォーラム、セミナー等については、特に補償対策を講じない。海外催行、その他危険を伴うと思われる見学や実験等の催し、共催先からの要求等に対し、第5条の対策を検討する。

(附則)

(1) この規程は、理事会の承認を得た日から発効する。

(2) この規程の発効により「共催、協賛等の申し入れに対する回答についての覚書」は、廃止する。

(付記)

別途申し合わせに記載事項あり

2009年11月26日 制定・施行 (理事会承認)

2011年3月18日 確認 (理事会承認)

2022年4月21日理事会 (申し合わせの後援についての記載を追記)